

第5章 失業保険とその他の社会保障

失業保険の最大の意義が、事業主側の経済的な理由によって職を失った労働者の生活の困窮を救うことであるならば、低所得者・貧困世帯において給付される失業保険がより大きな意味をもつことは明らかである。失業保険はセーフティネットのひとつであり、失業保険の給付がない場合、その家族を含めた500万人が貧困ラインを下回ると推計される（2010年）⁴⁴。

図表 22 義務的歳出の内訳（2014年度）

カテゴリー	歳出額 (単位 10億ドル)	義務的歳出に 占める割合	GDPに 占める割合
年金(OASDI)	845	35.6%	4.9%
主要な医療制度	926	39.0%	5.4%
Medicare	600	25.3%	3.5%
Medicaid	301	12.7%	1.7%
ObamaCareおよび関連支出	15	0.6%	0.1%
こども医療保険制度	9	0.4%	0.1%
所得補償	311	13.1%	1.8%
EITC、その他税額控除	86	3.6%	0.5%
SNAP(食料補助)	76	3.2%	0.4%
SSI(補足的保障所得)	54	2.3%	0.3%
失業補償	44	1.9%	0.3%
家族支援および里親制度	31	1.3%	0.2%
こども栄養プログラム	20	0.8%	0.1%
連邦職員／軍人の退職	164	6.91%	0.95%
退役軍人(Veterans)	87	3.7%	0.5%
その他プログラム	40	1.7%	0.2%
義務的歳出計(受取金相殺前)	2,373	100.0%	13.8%

補足：米国政府の歳出は、裁量的歳出 (*Discretionary Spending*) —主に軍事費—と義務的歳出 (*Mandatory Spending*) に分けられる。裁量的歳出の多くは軍事費に占められる。義務的歳出とは、主に法律によって政府の支払いが義務付けられたプログラムに対する支出を指し、多くの社会保障制度がこれにより維持されている（裁量的歳出に属す福祉プログラムもある）。義務的歳出は、連邦歳出全体の6割を占めている（2014年度）⁴⁵。

資料：Levit et al. 2015

⁴⁴ 2010年の貧困者数は、人口の14.8%にあたる4,500万人とされるが、失業保険がない場合、貧困者は5,000万人にのぼると推測される（2015年5月11日掲載のCenter on Budget and Policy Priorities記事）

⁴⁵ 1935年に年金や失業補償を定める社会保障法が制定されて以降、とりわけ70年代以降大幅に拡大し、義務的歳出は連邦政府の歳出全体の大きな部分を占めるようになった。70年代に3割から4割台に増加、その後90年代半ばから、連邦歳出の5割（受取金相殺後）を占めるようになり、今日まで拡大している（CRS Report for Congress 2015a）。

しかし、米国には、連邦政府による 80 超の低所得者向けの福祉プログラムがあり⁴⁶、これらの労働者が失業した場合に彼らとその家族が利用可能な社会保障として、失業保険（およびその延長給付）のみが想定されているわけではなく、複数の福祉プログラムの組み合わせによって個人や家族の生活補償が行われている⁴⁷。また、高齢者が失業した場合には、失業保険の受給だけでなく、年金も同時に受給することが可能である。

米国政府の歳出から社会保障制度を見た場合（図表 22）、医療にかかるプログラムが大きな比重を占めているものの、ここでは失業者の所得補償となる年金およびその他の所得補償プログラムに注目する。本節では、最初に、低所得／貧困の高齢者の失業を想定して、公的年金（OASDI）について述べ、その後、福祉プログラムの中から、重要性が高いと思われる、勤労所得税額控除（EITC）、食料補助（SNAP）、補足的保障所得（SSI）、貧困家庭一時扶助（TANF）を順に取り挙げ、失業者および失業保険との関係を考察する。

第 1 節 老齢・遺族・障害保険（OASDI）－公的年金－

米国の公的年金制度は、「老齢・遺族・障害保険（Old-Age, Survivors, and Disability Insurance、以下 OASDI）」と呼ばれる。2014 年末の OASDI 受給者は約 5,900 万人にのぼる。うち退職者及びその家族が 71%、遺族が 10%、障害者およびその家族が 19%を構成する。米国では、企業年金等の私的年金が「年金（pension）」と呼ばれるのに対し、公的年金（OASDI）にはたびたび「社会保障（Social Security）」という呼称が用いられる。このことは、米国の公的年金（OASDI）が、個々の受給者の観点からも、制度設計上も、低所得者層を中心に置いた制度であることをよく表している。

1. 低所得者にとっての公的年金の重要性

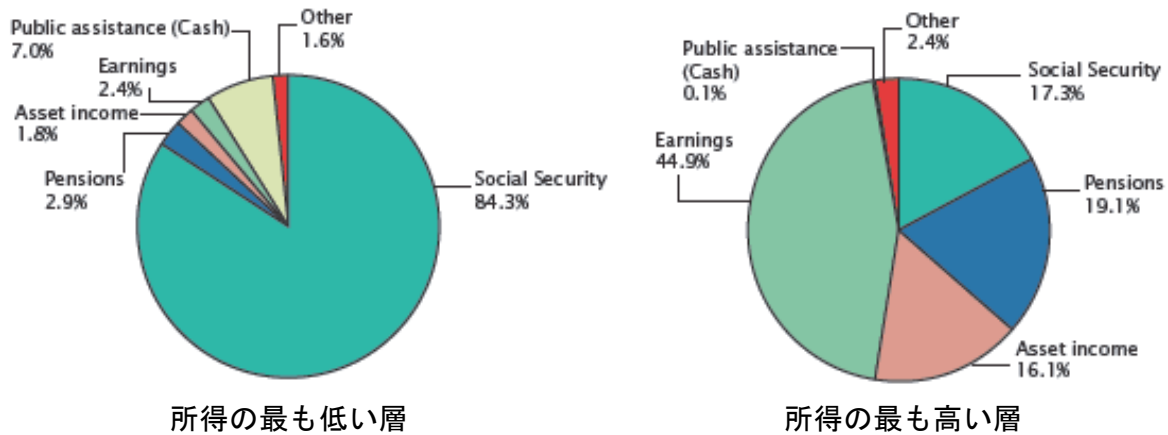
2010 年の Current Population Survey に基づくレポート（図表 23 資料）によれば、65 歳以上人口で、公的年金（OASDI）を受給している人の割合は、86.3%にのぼる。公的年金の次に、多くの人所得源としているのが、資産収入（51.9%）、私的年金（39.7%）、就労に基づく収入（26.3%）と続く。また公的扶助（非現金給付）は高齢者の 11.8%が、現金給付は高齢者の 3.7%が受給している。同資料によれば、65 歳以上人口の所得階級別（五分位）において、最下層の全所得に占める公的年金の割合は非常に高く、逆に最上層では非常に低い。所得の最も低い層では、主要な収入が公的年金（84.3%）にほぼ限定され、その他の主な収入として公的扶助（現金給付）（7%）が挙げられる程度である。これとは対照的に、所得の最も高い層にお

⁴⁶ 2012 年 10 月に Congressional Research Service が議会に提出した資料によれば、2011 年度の連邦政府の低所得者向けの福祉プログラムは 83 に上る。基本的には、ひとつのプログラムが特定の給付／サービス内容に対応するが、例外として、TANF のような包括的なプログラムの場合、現金給付、育児支援、職業訓練などを、それぞれ異なるプログラムとしてカウントしている。

⁴⁷ TANF の前身である AFDC（Aid to Families with Dependent Children）は、プログラムが創設された 60 年代初頭において、連邦の公的扶助経費のほぼ 100%を占めていた。今日の TANF の規模は、連邦の公的扶助経費の 5%にも満たない。半世紀を経て、米国の福祉制度は大きな変化を遂げた。

る公的年金の割合は17%で、これよりも私的年金(企業年金等)の割合が高くなっている(19%)。さらに、彼らの主要な所得源は、就労による収入であり、所得のおよそ半分を占める。65歳以上の就業者の内訳から、男女ともに、低学歴よりも高学歴者が労働市場に多く残る傾向が示されており、高所得者における継続的な就業を裏付けるものである。

図表 23 65歳以上人口（五分位別）における各所得の総所得における割合



資料：U.S. Department of Commerce, Census Bureau 2014

2. OASDI の制度

年金受給の権利を得るためには、一定以上の保険料納付期間および就労所得が必要とされる。OASDI 税の納付は、被用者の場合、使用者と折半して支払われ、自営業者は全額負担となる。OASDI 税は、Medicare 税とともに徴収され、税率は1990年以降現在まで変更されていない。労働者は、その所得から、OASDI 税として6.2%、Medicare 税として1.45%の計7.65%を納付する（自営業者はその倍）。課税対象となる所得範囲は2015年に引き上げられ、現行118,500ドル（年）までが課税所得とみなされる。退職者向けの老齢年金を受給するためには、最低でも10年の納付期間が必要である。2015年を例にとると、所得1,220ドル⁴⁸毎に1クレジットが加算され、年間で4クレジットまで積み立てることができ、積算40クレジット以上で、年金受給の権利が発生する。年金額の算出においては、低所得者層が手厚い保護を受けるように設計されており⁴⁹、各労働者の平均標準報酬月額（AIME）⁵⁰のうち、現行では、826ドルまでのAIMEに対して90%、827ドルから4,980ドルまでのAIMEに対して32%、4,981ドル以上のAIMEに対して15%がかけられ、これらを総和したものが年金支給額となる（Meyerson

⁴⁸ 1クレジットに必要な所得は、毎年の平均賃金の上昇に伴い、上昇していく。

⁴⁹ 納付期間に応じた最低給付額（Special Minimum Primary Insurance Amount）が設定されており（毎年更新）、これを下回る受給者には、設定された最低給付額が支給される制度がある。2010年には、7.6万人が同制度を利用した。設定額の低さなどから、年々制度利用者は減少しており、2017年には、この制度が給付額を増加させる効果はなくなると推測されている。（CSR レポート（2012）“Social Security: The Minimum Benefit Provision”）

⁵⁰ AIME: Average Indexed Monthly Earnings。物価上昇を考慮に入れた平均。詳細は、CRS レポート（2015）の「How social security benefits are computed: in brief」を参照のこと。

2015)。2015年5月時点の老齢年金の平均受給額は、1,288ドルであった。

連邦政府による公的年金制度が発足した1935年以来、公的年金の支給開始年齢は65歳に設定されていたが、レーガン改革により支給開始年齢の引き上げが決定された。現在の基本支給開始年齢は66歳（1943年から1954年生まれ）で、今後段階的に67歳まで引き上げられる。また早期支給開始年齢は、56歳と61歳の改正によって、男女ともに62歳と設定された。支給開始を、66歳以上70歳まで繰り上げることも可能で、その場合は、早期支給とは反対に、基本支給額から増額される（図表24）。

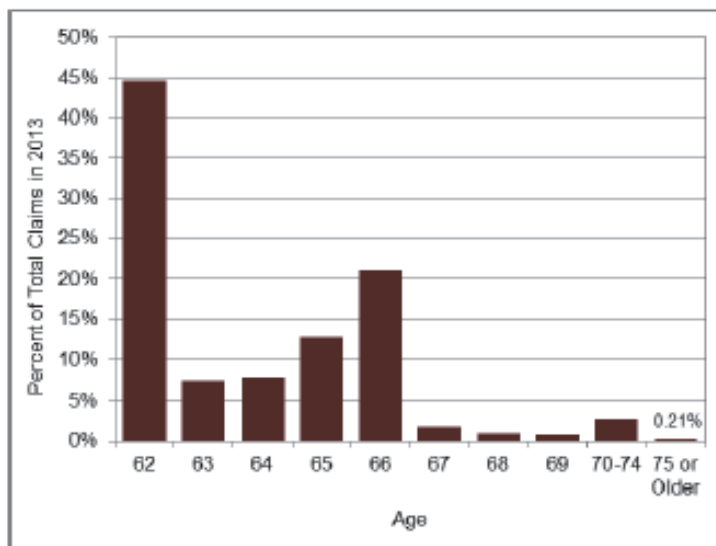
図表24 支給開始年齢と基本受給額比

開始年齢	基本受給額比	開始年齢	基本受給額比	開始年齢	基本受給額比
62	75.0%	65	93.3%	68	116.0%
63	80.0%	66	100.0%	69	124.0%
64	86.7%	67	108.0%	70	132.0%

資料：Meyerson 2015

米国では、伝統的に基本開始年齢より前に受給するケースが多かったが、近年は、早期支給の割合が減少している（2011年には、新規受給者の50%が62歳、65歳未満は計68%を占めていた）。それでもなお、年金受給者の6割ほどが65歳未満で受給を開始している（図表25）。

図表25 年金申請者（benefit claims）の年齢別割合（2013）



資料：Sidor 2015

3. 失業保険と公的年金

米国では、特殊な職種や業種を除き、原則、定年制度は存在しない。それ故、高齢の労働者についても、退職は、自発的な離職か、非自発的な解雇かに分かれる。これに対応するように、

失業保険の上限年齢や、日本のような高齢層を区別した失業保険制度も存在しない。連邦労働省の「州失業保険法の比較（2015年版）」によれば、2州の例外を除き、公的年金が失業保険の受給額から減額されることはない。その例外⁵¹のイリノイ州とミネソタ州では、公的年金受給額の50%が失業保険から減額される。また、ミネソタでは、失業保険の「基本期間」の所得が、公的年金受給権の発生前に得られた場合減額する、という条件が加わる。なお、企業年金等の私的年金には、別のルールが適用され、多くの州では、①失業保険の「基本期間」の使用者と同様の場合、②労働者が年金の負担をしていない場合、③「基本期間」中の就労が年金給付に関わる場合—のいずれかもしくはすべてを考慮して、減額を行っている⁵²。

では、失業保険が、実際にどれだけの高齢者もしくは年金受給対象者と関係があるのか、若干の考察を行う。2002年データに基づくものであるが、労働力、失業者、失業保険受給者における年齢別の割合は次のとおりである（図表26）。

図表 26 労働力、失業者、失業保険受給者の年齢別割合 2002年

	Total	<=24	25-34	35-44	45-54	55-64	>=65
Labor Force ^a (thousands)	144,863	22,366	32,196	36,926	32,597	16,309	4,469
Percent of the Labor Force		15.4	22.2	25.5	22.5	11.3	3.1
Total Unemployed ^b (thousands)	8,378	2,683	1,890	1,691	1,315	635	163
Percent of Total Unemployed		32.0	22.6	20.2	15.7	7.6	1.9
Percent of Insured Unemployed ^c		9.7	23.6	26.6	24.0	12.6	2.9

資料：U.S. Department of Labor, Employment and Training Administration, 2006.

公的年金受給者の年齢と重なる《55-64歳》と《65歳以上》の年齢層について、労働力人口は、それぞれが全体の11.3%と3.1%を占めており、失業者に占める割合では、各7.6%と1.9%を占める。若年層との比較からも明らかなように、これらの層の失業率が相対的に低いことがわかる。さらに失業保険受給者に占める割合（Percent of Insured Unemployed）の比較から、（特に《55-64歳》の層で顕著であるが）《55-64歳》と《65歳以上》の労働者が失業した場合に、失業保険を受けられる割合が高いことが推察される。この傾向は、ベビーブーマー世代の高齢化にともない⁵³、失業保険受給者における高齢層の割合は今後とも上昇を続けると考えられる。

⁵¹ ただし、2002年の時点では、21州で減額ルールが適用されており（州により45%～100%）、近年まで、それらは“例外”というよりは、一般的な制度として存在していた。これは、連邦失業税法が改正され、退職金や公的・私的年金に関する所得の減額規則が導入された1976年以降のことである。

⁵² カリフォルニア州の場合、次の条件を満たした場合、私的年金または離職手当（Pension / Retirement Pay）は失業保険から減額される：①個人の失業前の職に基づいている、②「基本期間」の使用によって維持または貢献した年金プランである、③「基本期間」の開始後の就労が年金受給の受給権に影響する、または年金額の増額に影響する、④労働者は年金基金になんら支払いを行っていない。

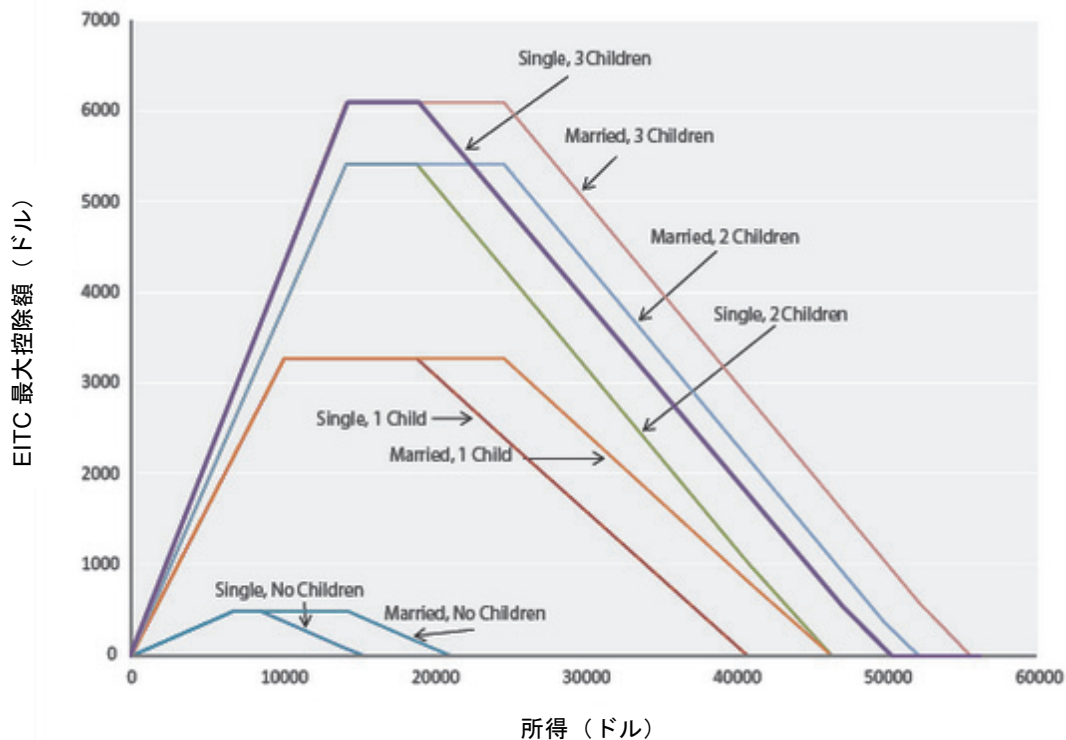
⁵³ 年齢別の人口規模の変化とともに、就業状況も変化している。65歳以上の労働参加率は、2000年時点では、男性17.7%、女性9.4%であったが、2010年には、男性22.1%、女性13.8%へ上昇した。これは若年の労働参加率の低下とは対照的である（同期間について、25-34歳人口の労働参加率は、男性93.4%から89.7%、女性が

第2節 勤労所得税額控除（EITC）

給付付きの税額控除である、勤労所得税額控除（Earned Income Tax Credit：EITC）は、低所得の就業者家庭を補助の対象としている。EITC は、確定申告時に所得税額から控除され、税額を超過する分は給付される。同プログラムは、1975年の減税法における暫定措置として導入され、1978年の歳入法によって恒久的な制度となった。その後、クリントン政権下で、福祉受給者の就労を促すため、福祉受給の制限と合わせて EITC が大幅に拡充された。従って、EITC の本来の目的は、就業者に対するものであり失業者を想定してはいないものの、年内に就業と失業を経験している場合は一年を通じた所得が下がることで、その対象となりうる。EITC とともに重要な税額控除に、児童税額控除（Child Tax Credit：CTC）があり、こちらは子一人当たり最大 1,000 ドルの税額控除が与えられる。ウェブ上では失業者に対するアドバイスとして EITC や CTC の申請を促すものが多く見られ、EITC と失業との関係にかかる研究も散見される。EITC は、長期的な失業者向けではないが、実質的には失業者への一時的な所得補助としても機能しているといえる。

図表 27 は、EITC の対象となる所得と対応する控除額を表にしたものである。子なしのシングル・カップルへの補助は少額（最大 496 ドル）で、子ありのシングル・カップルに対する支援（子 1 人で 3,305 ドル、子 3 人以上で 6,143 ドル）がメインであることがわかる。

図表 27 扶養する子の数とシングル／カップル別の EITC・所得額（2014）

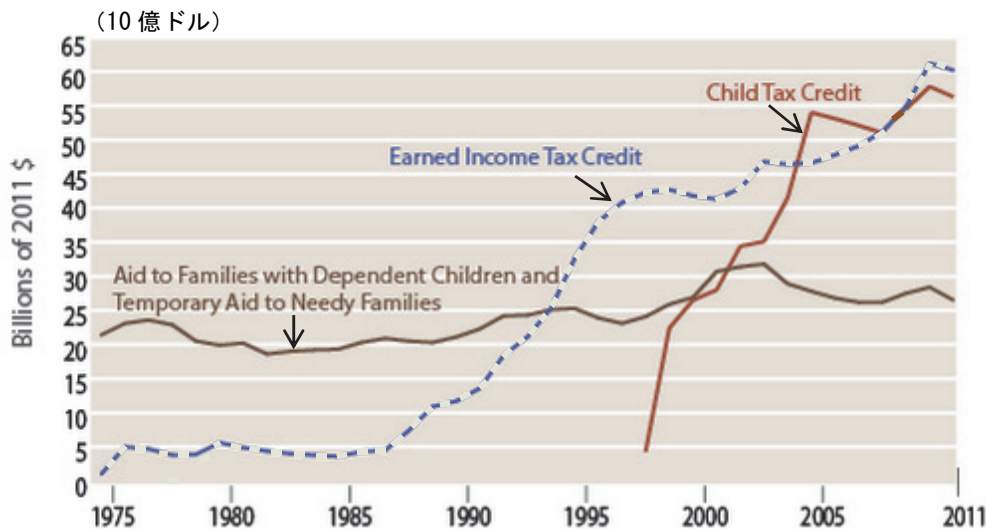


資料：Tax Policy Center, The Tax Policy Briefing Book

76.1%から 74.7%へ減少)。(米国商務省報告書”65+ in the United States: 2010”)

連邦政府のセーフティネットとしては、年金の次に、EITC と CTC の税額控除が多くの人を貧困ラインから引き上げていると言われ、EITC 単体で見た場合には、SNAP の次に大きな所得補償プログラムとなっている。図表 28 のとおり、この 20 年間における給付全体の増加は著しく、TANF などのいわゆる福祉プログラムにとって代わり、低所得・貧困者政策の軸をなすまでに成長した⁵⁴。

図表 28 EITC、CTC、その他の子育て家庭向け福祉に対する連邦支出（1975-2011）



資料：Tax Policy Center, The Tax Policy Briefing Book

なお、失業保険の受給によって、EITC 給付額から直に減額されることはないが、失業給付は調整後総所得⁵⁵ (Adjusted Gross Income: AGI) に含まれ、また失業給付へは課税できることから、EITC の受給有無や受給額には影響する。

第 3 節 補足的栄養補助プログラム (SNAP)

フードスタンプを前身とする SNAP (Supplemental Nutrition Assistance Program) は、今や人口の 7 人に 1 人が享受する、広範な影響をもつ福祉プログラムである。2014 年度のプログラム参加者は月平均 4,600 万人にのぼり、1 人当たりの平均支給額 (月) は 125 ドルであった⁵⁶。食料補助を目的とするプログラムは他にも存在するが、SNAP が最大規模のものである。

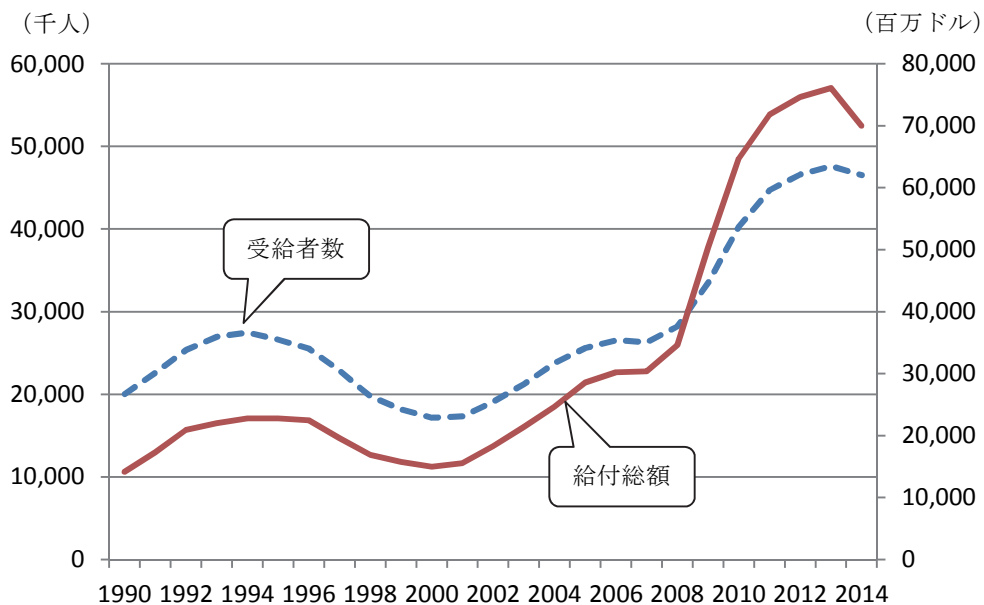
⁵⁴ ただし、複数の問題も指摘されている。例えば、EITC は「所得がある＝就業していること」を前提としているため、シングルマザーのような就業が困難な家庭には補助が届きにくく、一方が失業していても他方が就業していれば所得が認められるカップルに優位に働くことが、実態調査から明らかにされている。後に述べる TANF と同様に、就業が給付の条件となる場合に、これらの“セーフティネット”から排除される集団があることを十分理解する必要がある。

⁵⁵ EITC を受けるための所得限度額は、勤労所得および AGI の双方を対象としている (そのいずれにおいても所得限度額を超えてはならない)。

⁵⁶ SNAP は世帯単位での支給であり、2014 年度の連邦平均給付額 (推測値) は、1 人世帯で月 140 ドル、二人世帯で 247 ドル、三人世帯で 367 ドルであった。全国で 25 万超の店舗で使用可能な EBT カード (Electronic Benefit Transfer card) が配布され、受給者は電子システムによって支払いを行う。

図表 29 にみるとおり 2008 年以降の不況に対応して、大幅にプログラム規模が拡大されており、失業者の貧困対策という側面ももつ。2009 年には、失業保険受給者の一割強が、ある時点においては SNAP も受給していたというが、失業者全般を含めればこの割合がさらに高まるのは明らかである。ただし、2013 年に上下院で SNAP 削減の法案が通過したため、今後は減少が予測される。SNAP プログラムは、連邦政府（農務省）が給付金の 100% を財政的に負担し、州政府が管理と給付を行っている（管理費は 50% 近くを連邦が負担）。2021 年から、ブロックグラント（一括補助金制度）が導入され、連邦政府からの補助金について、州政府の用途の自由度が増し、財政支援が制限されることで、これまでに果たされてきた貧困支援の役割が弱まると懸念されている（Rosenbaum and Keith-Jennings 2015）。

図表 29 SNAP の受給者数と給付総額の推移（1990-2014）



資料：U.S. Department of Agriculture, SNAP, National Level Annual Summary.

州や郡レベルで詳細の規定が異なるものの、SNAP には、次の原則が適用される。SNAP 受給者となりうるのは、低賃金労働者もしくはパートタイム労働者、失業者、他の公的扶助の受給者、低所得の高齢者・障害者、ホームレスの人々であり、給付は世帯単位で行われる。給付額の算出のための世帯人員数として、対象となる個人に加え、18 歳未満の子も含まれる。世帯全体の所得制限が設けられているが、公的扶助等の特定の所得は対象外とされる。18 歳から 50 歳までの障害のない成人には、就労要件が課され、週 20 時間以上就労すること、もしくは就労・訓練プログラムに参加することが求められる。子を扶養している場合はこの義務が免除される。就労もしくは就労・訓練プログラムへの参加の要件を満たさない場合、受給期間は 3 年間で 3 か月までと制限される⁵⁷。

⁵⁷ 1996 年の福祉改革（Personal Responsibility and Work Opportunity Reconciliation Act）によって、付加された条件。

この3か月の給付期間制限は、1996年の福祉改革（Personal Responsibility and Work Opportunity Reconciliation Act）によって付加された条件であるが、同法は、不況時の高失業率が継続する場合には、この期間制限を一時的に停止することも同様に定めている。このため、今回の不況では、多くの州で暫定的に期間制限の停止を発動していたが、雇用情勢が回復している現在、2016年までにはほとんどの州でこの期間制限が復活する。これにより、子を扶養しない約100万人の失業者がSNAP給付を失うと予想される（Bolen 2015）。

第4節 補足的保障所得（SSI）

補足的保障所得（Supplemental Security Income）制度は、低所得者／無所得者に対する連邦の現金給付制度であり、65歳以上の高齢者又は障害者のうち資産及び所得に関する受給資格要件を満たす者が対象となる。2015年の連邦が定めた最大SSI給付額（月）は、個人対象者に733ドル、夫婦二人が対象者の場合に1,100ドルである。多くの州では、この連邦が保障する所得に州独自の上乗せ支給を行っている。なお、実際の給付額算出においては、賃金収入がある場合は、65ドル以上は全額減額、公的年金（OASDI）などの非賃金所得についても、20ドル以上は全額減額される。こうした減額制度があるものの、2015年5月時点で、OASDIとSSIを同時に受給している者は、276万人に上り、65歳以上に限定した場合、119万人がそれにあたる。また65歳以上のSSI受給者の半数以上が公的年金受給者である（図表30）。

図表30 年齢別、OASDI・SSI受給者数（2015.5）（千人）

	OASDIのみ	SSIのみ	OASDIとSSI	計
全年齢	56,355	5,564	2,766	64,685
65歳以上	41,268	946	1,188	43,402
障害者、65歳未満	8,054	4,618	1,578	14,250
その他※	7,033	---	---	7,033

※高齢者、障害者以外の、早期退職者および若い遺族等。

資料：Social Security Administration, Monthly Statistical Snapshot, May 2015.

また、SSIとスタンプフード（現SNAP）の同時受給に関する調査⁵⁸によれば、64歳以上のSSIとスタンプフード同時受給者のうち、57%がOASDIも受給しており、その平均受給額は、OASDIが254ドル、SSIが383ドル、スタンプフードが83ドル—であった（2004年度データに基づく）（Trenkamp and Wiseman 2007:79）。つまり、公的年金の不足を、SSIで補足し、さらに他の補助を受けている人口が少なからず存在することを示している。

失業保険との同時受給については、SSIの対象範囲（障害者もしくは65歳以上）からも、また、SSIからその全額が減額されるという規則からも、その数が多いとは考えにくいですが、失業

⁵⁸ 全サンプル数14,150のうち、64歳以上は3,487。ただし、カリフォルニア州のケースのように、現行ではSSIとSNAPの同時受給ができない州もある。

保険の受給額が低額もしくは対象とならないなどの場合に、高齢の失業者が SSI を受給することは可能である。

第5節 貧困家庭一時扶助（TANF）

「貧困家庭一時扶助（Temporary Assistance of Needy Families : TANF）」は、1996年の福祉改革法によって創設され、その前身である「要扶養児童家庭扶助（Aid to Families with Dependent Children、AFDC）」から大きく性格を変えた。前身の AFDC は、就労可能でありながら就労できない人々—失業者—を対象とした雇用政策に対して、明らかにその対象とならない「就労不可能な」人々に対して行う公的扶助の位置づけであった。しかし、就労を想定あるいは強要した TANF の導入によって、それまで「就労困難」であることが前提となっていた受給者を「就労可能」な者と位置づけ直したという点で、大きな転換がなされた（西村 2006）。

受給者は、受給を開始してから2年以内に就業機会を獲得する、あるいは州の定めた基準に沿ったかたちでの職業訓練および求職活動への参加が義務づけられており、それらの機会を獲得することに失敗した場合、あるいはそれらを「拒否」したとみなされる場合には、給付が減額されるか打ち切られる場合がある。さらに、一生のうちで TANF を利用することができるのは、(州により異なるが⁵⁹) 通算5年間(60カ月)までという厳しい受給期間の制限が設けられた（西村 2006）。例えば、カリフォルニア州のケースでは、生涯の最大受給期間は48カ月と規定されており、「就業可能者」に対しては、シングルで6歳以上の子を扶養している場合、週30時間以上の就労義務、シングルで6歳未満の子を扶養している場合、週20時間以上の就労義務が課されている。

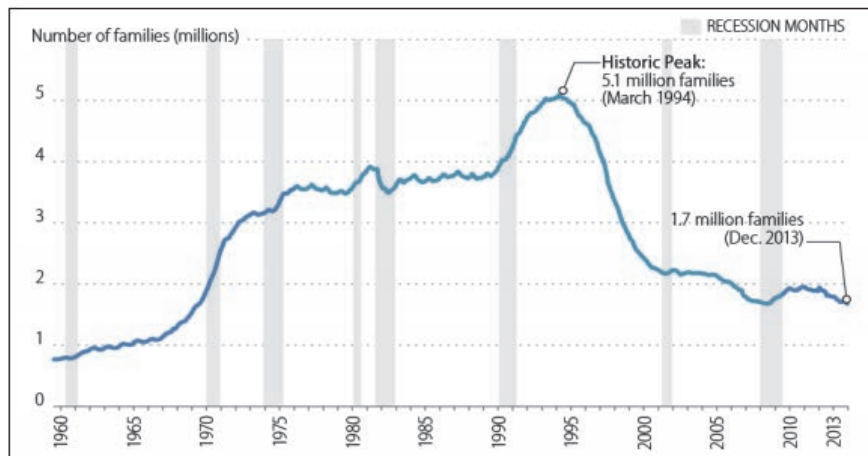
こうした厳格な条件が盛り込まれた結果、受給者は以前よりも自発的もしくは強制的に TANF プログラムから退出せざるを得ない状況に置かれている。実際、TANF 受給者は、95年の創設から確実に減少を続けている。さらに、TANF 資金の用途にも急速な変化がみられる。当初、その支出の84%が現金給付に、残りの16%が職業支援に充てられていたが、2001年にはすでに現金給付は39%、職業支援⁶⁰に36%、その他サービスに25%が費やされるようになった。今日では、TANF の現金給付は、プログラム全体の3割ほどに縮小し、多くの TANF 資金は、その他のサービスに向けられている。次の図表31は、TANF（前身 AFDC 含む）の現金給付受給世帯数を示したもののだが、上述の要因が重なり、所得補助としての役割は TANF 全体よりもさらに小さくなった。また、下表は、TANF が失業保険や SNAP とは異なり、景気に連動した支援とならなかったことを示している⁶¹。

⁵⁹ 多くの州で60カ月を採用しているが、少なくない州でより短期(21カ月～)が設定されている。

⁶⁰ 職業支援の約半分は、両親が就業、訓練、求職するための、子供のケアに対する補助である。

⁶¹ 2010年にわずかな緊急基金が投入されたため若干の増加がみられる。

図表 31 AFDC/TANF 現金給付受給世帯数（1959–2013）（単位：百万）



資料：Falk 2014.

TANF を受給する成人の労働状況は、2011 年データでは、就業者 22.3%、失業者 47.8%、非労働力人口 29.9%、であった。この比率は、ここ数年変化をしていない。TANF 受給者は、失業保険を受給することも可能だが（全額減給）、統計上非賃金収入（失業保険、年金等）を得ている TANF 受給者の割合は非常に低い。このことは、TANF が、失業保険でカバーされない実質的な失業者を多く含んでいることを示唆している。またその一方で、就業要件の厳しさから、シングルマザーが子の養育と仕事の板挟みになっている事実は多く報告されており、彼女たちのように、規定上は“就業可能者”に含まれていても何らかの問題を抱えて就業不能な人々が同制度から排除されていく可能性は高い。

ここまで、TANF は失業保険の対象とならない失業者を包摂する可能性とともに、期間の制限と厳格な就業要件から多くの人々を制度の枠外に押し出す可能性もあることを指摘してきた。この後者の視点から、TANF プログラム退出者の失業保険利用に関する研究がいくつか行われている（O’Leary and Kline 2008）。これらの研究からわかることは、まず、TANF 受給者が雇用を理由に TANF プログラムから退出した場合、その多くが数年のうちに失業を経験するが、彼らが失業保険を受給するにはいくつかの障害があることである。賃金基準は多くがクリアするものの、その他の基準で受給対象とならないことが多い。すなわち、自発的失業、フルタイムワークの不可能性、インフォーマルな職の割合が高いことなどが前 TANF 受給者に多いとされる。それでもなお、前 TANF 受給者で失業した者のうち、1 割から 3 割ほどが失業保険を実質的に受け取ることができていることから、一定のセーフティネットとなり得るとの推測ができる。なお、前 TANF 受給者が失業保険を受け、その後、再度 TANF に戻る比率は非常に低いことから、失業保険の受給そのものが労働市場との強い紐帯を示しているようである。